

# 精神保健福祉ガイドブック



## 小田原市障がい福祉課

《お問い合わせ》

〒250-8555

小田原市荻窪300番地

小田原市役所 2階 13番窓口

電話 0465(33)1467(直通)

FAX 0465(33)1317



## 目

## 次

(内容は令和元年10月現在)

1	自立支援医療制度	1
2	精神障害者保健福祉手帳	3
	精神障害者保健福祉手帳で受けられる優遇措置（小田原市）	5
3	医療費等について	7
	1) 重度障がい者医療費助成制度	7
	2) 入院医療援護金	9
	3) 高額療養費（国民健康保険）	10
4	福祉手当について	11
	1) 特別障害者手当	11
	2) 障害児福祉手当	11
	3) 特別児童扶養手当	12
	4) 小田原市心身障害児福祉手当	12
	5) 神奈川県在宅重度障害者等手当	13
	6) 児童扶養手当	13
5	障害年金について	14
	1) 障害基礎年金	14
	2) 障害厚生年金・障害共済年金	14
6	特別障害給付金制度について	14
7	神奈川県心身障害者扶養共済制度	15
8	障害福祉サービス等について	16
9	その他の在宅サービス等について（地域生活支援事業等）	17
	1) 移動支援事業、日中一時支援事業	17
	2) 相談支援事業	17
	3) 日常生活用具費の給付	18
	4) 配食サービス	18
	5) 障がい者就職支度金の給付	18
	6) 自動車運転免許取得費用の助成	18
	7) 施設通所に伴う交通費の助成	19
	8) グループホームの家賃助成	19
10	小田原市歯科二次診療所	19
11	地域活動支援センター	19
12	就労支援について	20
13	財産保全管理サービス	20
14	避難行動要支援者所在マップ	21
15	成年後見制度	22
16	障がい者虐待防止対策	22
17	公的相談窓口と支援グループ	23
18	近隣の精神科医療機関等	24

# 1 自立支援医療制度（精神通院）

申請先：市・障がい福祉課 障がい者支援係 電話33-1468 FAX33-1317

対象者	精神疾患があり、通院治療を受けているかた（入院の場合は、対象となりません）
内容	承認された場合には医療受給者証が交付されます。 精神疾患の治療のために、指定された医療機関や薬局等に通院した際に、自己負担額が1割になる制度です。
対象の医療費	外来時の診療・薬剤、精神科デイケア、精神科訪問看護
月額負担上限額	保険証の種類および収入・所得状況等によりひと月あたりの自己負担上限額が算出されます。
申請方法	<p>下記書類を揃えて、市障がい福祉課の窓口（13番）へ申請してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自立支援医療受給者証（更新申請のかたはご持参ください）</li> <li>② 医師の診断書（2年に1度） 用紙は、県内の医療機関（精神科）または、市障がい福祉課（窓口13番）にあります。</li> <li>③ 健康保険証（申請者の加入状況がわかるもの）</li> <li>④ 障害年金の振込通知書・通帳のコピー等の年金金額がわかるもの（障害年金を受給されている方）</li> <li>⑤ 印鑑（認印で可、スタンプ印不可）</li> <li>⑥ マイナンバーカードまたは通知カード（申請者及び同一保険加入者のもの）</li> <li>⑦ 身分証明書（新規・紛失等再交付のかたはご持参ください）</li> </ol>
有効期限	申請後から概ね1年間 （継続利用する場合は、有効期限の3か月前から更新手続きが可能です）
申請から認定までの流れ	<p>申請から認定まで約2か月かかります。</p> <pre> graph LR     A[利用者] -- 申請 --&gt; B[障がい福祉課]     B -- 送付 --&gt; C[精神保健福祉センター 神奈川県]     C -- 認定 --&gt; D[障がい福祉課]     D -- 交付 --&gt; E[利用者]     </pre> <p>※受給者証は普通郵便にて送付いたします。</p>
変更手続きについて	<p>有効期間中に「住所・氏名」「医療機関」「保険証」などの変更があった場合には、下記を持参し、障がい福祉課窓口にて受給者証を訂正いたします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自立支援医療受給者証</li> <li>② 変更後の内容がわかる書類（健康保険証等）</li> </ol> <p>※治療の必要がなくなった時はご返還ください。</p>

～自立支援医療受給者証申請の持ち物について～

内容		①自立支援医療 受給者証	②医師の 診断書	③健康 保険証	④障害年金振込 通知書等 (障害年金受給の方)	⑤印鑑 (認印)	⑥マイナンバー カード または通知 カード	⑦身分 証明書
新規		—	○	○	○	○	○	○
再申請 (更新)	継続申請	○	○	○	○	○	○	●
	再認定申請	○	○	○	○	○	○	●
変更	氏名・住所(市内)	○	—	○	○	○	○	●
	保険証・負担額	○	—	○	○	○	○	●
	医療機関	○	—	—	—	○	○	●
転入		○	—	○	○	○	○	●
転出		～転出先の市町村でお手続きください～						
再交付(紛失・破損)		—	—	○	—	○	○	○
返還		○	—	—	—	○	○	●

○：必要 ●：代理申請の場合必要 —：不要

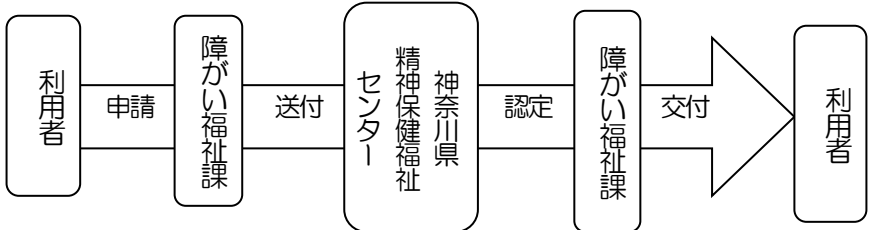
(1) 必要なもの

- ① 自立支援医療受給者証(すでに取得されているかた)
- ② 医師の診断書(2年に1度)
  - \* 精神保健福祉手帳の申請を同時にする場合は、手帳用の診断書が必要となります。
  - \* 診断書の提出は2年に1度です。必要かどうかは受給者証にてご確認ください。
  - ※診断書不要の年でも有効期限を1ヵ月以上過ぎての更新は必要になります。
- ③ 健康保険証
  - \*生活保護を受給されている方は、現在受給中であることがわかる書類(休日夜間受給証など)をお持ちください。
- ④ 障害年金の振込通知書・通帳のコピー等の年金金額がわかるもの
  - \* 障害年金を受給されている方は必要になります。
- ⑤ 印鑑(受給者証を取得されるかたのもの)
  - \* 認印(朱肉を使うもの。スタンプ印は不可)
- ⑥ マイナンバーカードまたは通知カード(申請者及び同一保険加入者のもの)
- ⑦ 身分証明書
  - \* 新規申請の場合は、自立支援医療受給者証を取得される本人のものをご持参ください。本人以外のかたが申請する場合には、申請者の身分証明書もご持参ください。

※対象年度の1月1日に小田原市に住民登録のないかたは、当時お住まいだった市区町村の課税・非課税証明書は原則不要ですが、情報連携により所得等の確認ができない場合には、別途提出をお願いすることがあります。

## 2 精神障害者保健福祉手帳

申請先：市・障がい福祉課 障がい者支援係 電話33-1468 FAX33-1317

対象者	精神障がいのために日常生活または社会生活上に制限があると認められたかたで、初診日から6か月以上経過しているかた。
等級・内容	1～3級までに区分されます。 年齢や入院・在宅の区分による制限はなく、等級により受けられる支援の内容が異なる場合があります。
申請方法	下記書類を揃えて市障がい福祉課の窓口（13番）へ申請してください。 ①医師の診断書または障害年金証書（どちらか必須） 診断書の用紙は県内の医療機関（精神科）または、市障がい福祉課にあります。 障害年金証書は年金番号のわかるものをご持参ください。 ②写真1枚 タテ4cm×ヨコ3cm ③印鑑（手帳を取得されるかたのもの、認印で可、スタンプ印不可） ④マイナンバーカードまたは通知カード（手帳を取得されるかたのもの） ⑤精神障害者保健福祉手帳（更新申請のかたはご持参ください） ⑥身分証明書（申請者本人と窓口に来られるかたのもの）  ※障害年金証書は精神障害を事由にしたものでなければ認定を受けられませんのでご注意ください。
有効期限	申請後から概ね2年間 （継続利用する場合は、有効期限の3か月前から更新手続きが可能です）
申請から認定までの流れ	申請から認定まで約2か月かかります。  <pre>graph LR; A[利用者] -- 申請 --&gt; B[障がい福祉課]; B -- 送付 --&gt; C[センター 精神保健福祉 神奈川県]; C -- 認定 --&gt; D[障がい福祉課]; D -- 交付 --&gt; E[利用者];</pre>
変更手続きについて	有効期間中に「住所・氏名」などの変更があった場合には、障がい福祉課窓口（13番）にて訂正いたします。（持ち物は次頁参照）  ※病状が改善したり、手帳が不要になった場合は、ご返還ください。

～精神障害者保健福祉手帳申請の持ち物について～

内容		①医師の診断書 または年金証書	②写真(タテ4cm× ヨコ3cm)	③印鑑(認印)	④マイナンバーカード または通知カード	⑤精神障害者 保健福祉手帳	⑥身分証明書
新規		○	○	○	○	—	○
更新		○	○	○	○	○	●
再承認		○	○	○	○	○	●
変更	等級	○	○	○	○	○	●
	氏名・住所(市内)	—	—	○	○	○	○
転入		—	○	○	○	○	—
転出		～転出先の市町村でお手続きください～					
再交付(紛失・破損)		—	○	○	○	○	○
返還		—	—	○	○	○	—

○：必要 ●：代理申請の場合必要 —：不要

(1) 必要なもの

① 医師の診断書または障害年金証書(コピー)

- \* 自立支援受給者証の申請を同時にする場合は、診断書が必要となります。
- \* 障害年金証書は、年金番号のわかるものをご持参ください。

② 写真1枚(タテ4cm×ヨコ3cm)

- \* 不鮮明なものや、着帽、本人以外が写っているものは不可となります。
- \* 過去1年以内に撮影されたもの。
- \* 写真撮影が不可能な場合、写真の提出は不要ですが、写真なしの手帳となります。写真の提出がなく、等級変更が生じた際にも写真なしの手帳となる場合があります。

③ 印鑑(手帳を取得されるかたのもの)

- \* 認印(朱肉を使うもの。スタンプ印は不可)

④ マイナンバーカードまたは通知カード(手帳を取得されるかたのもの)

⑤ 精神障害者保健福祉手帳(すでに手帳を取得されているかた)

⑥ 身分証明書

- \* 新規申請の場合は、手帳を取得される本人のものをご持参ください。本人以外のかたが申請する場合には、申請者の身分証明書もご持参ください。

## 精神障害者保健福祉手帳で受けられる優遇措置（小田原市）

令和元年 10月現在

優遇される内容		手帳の障がいの程度			申請の窓口
		1級	2級	3級	
税制上の優遇措置	所得税の障害者控除 （本人または家族が対象）	控除額 40万円	控除額 27万円	控除額 27万円	小田原税務署（給与所得者は勤務先） TEL 35-4511
	所得税の配偶者控除・扶養控除の同居特別障害者加算 （同居家族が対象）	追加 控除額 35万円	—	—	※確定申告（給与所得者は年末調整）時に申告書に手帳所持の旨を記入します。
	350万円以下の預貯金等の利子所得の非課税（マル優制度）	○	○	○	各銀行、郵便局等
	市・県民税の障害者控除 （本人または家族が対象）	控除額 30万円	控除額 26万円	控除額 26万円	市・市民税課 TEL 33-1351
	市・県民税の配偶者控除・扶養控除の同居特別障害者加算 （同居家族が対象）	追加 控除額 23万円	—	—	※給与所得者は年末調整で、その他の人は確定申告すれば自動的に市で控除されます。
	相続税の障害者控除	○	○	○	小田原税務署 TEL 35-4511
	贈与税の非課税	○	○	○	
	自動車税・自動車取得税の減免 （障がい者本人または生計同一者が取得・所有する車で、障がい者の通院等のために生計同一者が運転する場合）	○	—	—	県税事務所（小田原合同庁舎2F） TEL 32-8000
軽自動車税の減免（同上） （賦課基準4月1日時点で該当の方）	○	—	—	市・市税総務課 TEL 33-1345	
福祉サービス	重度障がい者医療費助成制度	○	—	—	市・障がい福祉課 障がい福祉係 TEL 33-1461
	後期高齢者医療制度の利用 （65歳から対象になります）	○	○	—	市・保険課 高齢者医療係 TEL 33-1843
	生活保護の障害者加算 （生活保護受給中で、初診から1年6か月を経過している場合）	○	○	—	市・生活支援課 保護係 TEL 33-1463
	タクシー運賃の1割引 （市内のタクシー会社）	○	○	○	事前に各会社にお問い合わせください。
	国内航空運賃の割引 （本人及び介護者1名まで）	○	○	○	
	バス運賃の割引 （伊豆箱根バス㈱及び箱根登山バス㈱）	○	○	○	
	福祉タクシー利用券（在宅の方） ※ 自動車税（軽自動車税）の減免を受けている方には交付されません。	○	—	—	市・障がい福祉課 障がい福祉係 TEL 33-1446
	市心身障害児福祉手当	○	○	—	障がい者支援係 TEL 33-1467



	特別児童扶養手当（20歳未満の障がい児の保護者に支給）	別途診断書により認定されます。個別にご相談ください。	市・障がい福祉課 障がい福祉係 TEL 33-1446 障がい者支援係 TEL 33-1467		
	障害児福祉手当（20歳未満の障がい児の保護者に支給）				
	特別障害者手当				
	神奈川県在宅重度障害者等手当	○ その他条件あり	—	—	
	自動車運転免許取得費用の助成	○	○	○	市・障がい福祉課 障がい者支援係 TEL 33-1468
	就職支度金の給付（就職し6か月以上雇用見込者）	○ その他条件有	○ その他条件有	○ 発達障害の診断がある方	
公共料金の割引等	県営水道料金の減免 ＜橋地区及び国府津の一部の地区＞ （基本料金とその消費税額）	○	一部○ 重複障がい	—	県企業庁水道局平塚営業所 TEL 0463-22-2711
	駐車禁止除外指定車の指定	○ 1級で自立支援医療利用者	—	—	小田原警察署交通課 TEL 32-0110
	携帯電話基本使用料等の割引 （障害者割引プラン等、基本使用料5割引等の割引制度）	○	○	○	NTTドコモ、au、ソフトバンク等の各店舗
	ふれあい（電話番号）案内 ※事前登録が必要です。	○	○	○	NTT TEL 0120-104174
	県営住宅への入居当選率の優遇	○	○	○	県土地建物保全協会 TEL 045-201-3673
	公共・文化施設の利用料の割引 （映画館、博物館等）	○	○	○	事前に各施設にお問い合わせください。
	NHK放送受信料の減免	全額免除 （世帯全員が市民税非課税の場合）	○	○	○
半額免除		○ 世帯主かつ受信契約者の場合	—	—	

～その他優遇について～

その他	福祉定期預金	障害年金の受給者等 ※各銀行、郵便局等にて対象が変わる場合があります。	各銀行、郵便局等
	介護料支給	自動車事故に伴う重度後遺障害者	独立行政法人自動車事故対策機構 神奈川支部 TEL 045-471-7401
	生活資金貸付け		

### 3 医療費等について

#### 1) 重度障がい者医療費助成制度

問合せ先 : 市・障がい福祉課 障がい福祉係 電話33-1461 FAX33-1317

対象者	精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するかたで、有効期限内の手帳を所持しているかた ※生活保護受給者は対象外です
助成要件	・市内に住所を有していること ※障がい者施設入所者で、国民健康保険又は後期高齢者医療に加入しているかたは、入所前の住所地で申請していただく場合があるため、ご相談ください。 ・社会保険・国民健康保険・後期高齢者医療に加入していること
内容	保険医療機関等で受診した場合に、保険診療の自己負担分（通院医療のみ）を市が助成するものです。
申請方法	下記をご持参のうえ、市障がい福祉課窓口（13番）へお越しください。 ①精神障害者保健福祉手帳 ②印鑑（認印で可、スタンプ印不可） ③マイナンバーカードまたは通知カード ④健康保険証
申請から認定までの流れ	市の窓口で申請した後、重度障害者医療受給者証を送付します。 （おおむね2週間程度）
有効期間	① <u>自動更新</u> 重度障害者医療証は原則毎年6月末日までを有効期間として、1年ごとに特段の手続きをしなくても新しい医療証を市から送付します  ② <u>手帳の更新に伴う医療証の更新</u> 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が医療証の有効期限になります。 精神障害者保健福祉手帳の有効期限が切れると医療費の助成も受けることができなくなりますので、精神障害者保健福祉手帳の更新の手続きはお早めにお願います。（手帳に記載されている有効期限の3か月前から手続きができます。）

【お持ちいただくもの】手続きに必要な書類は次のとおり

事由		障害者手帳	印鑑	健康保険証	重度障害者医療証	その他
新規	障害の認定・転入	○	○	○		
	生活保護の廃止	○	○	○		生活保護の廃止証明が必要となります。
	等級変更	○	○	○		
変更	氏名・住所		○		○	
	保険証		○	○	○	
喪失	転出・死亡		○		○	
	生活保護の開始		○		○	生活保護の開始証明が必要となります。
	等級変更	○	○		○	
再交付	紛失・破損	○	○			

※印鑑は受給者本人の認印が必要（認印で可、スタンプ印は不可）

注）死亡の場合のみ窓口に来られる方の認印

#### 〈助成方法〉

- 原則として、県内の保険医療機関等で受診する場合、自己負担金が無料になります。
- 助成開始後に県外の医療機関等で自己負担金を支払ったときは、別途申請により助成対象者名義の口座に払い戻しをいたします。（償還払い）

※ 償還払いに必要な持ち物

- 領収書の原本・健康保険証・重度障害者医療証
- 助成対象者名義の通帳・印鑑（認印で可）

注1）医療費の償還払いの申請には、時効がありますので、申請は速やかに行うようにしてください。

注2）医療費の償還払いの申請は、マロニエ・いずみ・こゆるぎ住民窓口でも申請をすることができますが、アークロード市民窓口では受付ができませんのでご注意ください。

#### 〈その他〉

他の制度から支給される医療費助成（指定難病・自立支援医療等）を受けている方は①「健康保険証」・②「他の制度から交付されている医療証」・③「重度障害者医療証」を提示していただくと、保険医療機関等の窓口で自己負担金を支払う必要がなくなり、償還払いの申請をする必要がなくなります。

※特定疾病療養受給者証をお持ちの方は、特定疾病療養受給者証も保険医療機関等の窓口で提示してください。

〈助成方法〉については、保険医療機関等によって取り扱いが異なる場合があります。

## 2) 入院医療援護金

問合せ先 : 神奈川県 保健予防課 精神保健医療グループ 電話045-210-1111

内容	精神科の病床に1か月以上入院している場合に、入院費のうち月額10,000円が支給されます。
交付条件	<ul style="list-style-type: none"><li>① 神奈川県内に住民登録があり、精神病院もしくは一般病院の併設精神科病棟に入院していること（措置入院患者や生活保護受給者、各医療費助成により自己負担がない者を除く）。</li><li>② 本人及び本人と同一世帯に属する世帯員全員の前年分の所得税を合算した額が87,000円以下であること。ただし、同一世帯に2人以上の入院者がいる場合には、入院患者数に乗じる金額以下</li><li>③ 医療費の自己負担額が、月額10,000円以上であること。</li></ul>
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"><li>① 精神障害者入院医療費援護金交付申請書（申請書は、県内の精神科病院にあります。）</li><li>② 世帯全員の住民票（※1）（続柄を省略しないもの。）</li><li>③ 所得税額を証明する書類（※1の住民票に記載されている方のうち、入院患者本人及び入院患者の親族で、15歳以上の方全員の所得税額を証明する書類。）</li></ul>

### 3) 高額療養費（国民健康保険）被用者保険の場合は各健康保険組合へ

問合せ先：市・保険課 国民健康保険係 電話 33-1843

内容	医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えて高額になった場合、原則として診療月から3か月後に申請書の案内が市から送付されます。その後、申請いただくことにより、自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。（自己負担限度額は各世帯の所得によって異なります。）
申請に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>①支給申請書</li> <li>②医療機関の領収書</li> <li>③保険証</li> <li>④印鑑</li> <li>⑤世帯主の銀行口座のわかるもの</li> <li>⑥マイナンバーカードまたは通知カード</li> </ul> <p>申請先は保険課窓口（2番）、マロニエ・いずみ・こゆるぎ住民窓口</p>
限度額適用認定証について	「限度額適用認定証」（上位所得者および一般の世帯の方）または、「限度額適用・標準負担額減額証」（住民税非課税世帯の方）を提示することで、医療機関への支払いが自己負担限度額までになる制度があります。詳しくは、保険課にご相談ください。

#### （支給額の計算方法）

<70歳未満の場合> ※70歳以上の場合は保険課にお問い合わせください。

区分	所得要件	自己負担限度額
ア	旧ただし書き所得 901万円超の世帯	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1% 〈多数該当：140,100〉
イ	旧ただし書き所得 600万円～901万円の世帯	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1% 〈多数該当：93,000〉
ウ	旧ただし書き所得 210万円～600万円以下の世帯	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1% 〈多数該当：44,400〉
エ	旧ただし書き所得 210万円以下以下の世帯	57,600円 〈多数該当：44,400〉
オ	住民税非課税世帯	35,400円 〈多数該当：24,600〉

\*旧ただし書とは、総所得金額等から基礎控除額33万円を控除した額です。

\*過去12か月間に高額療養費の支給を4回以上受けた世帯は、4回目から多数該当の金額が適用されます。

## 4 福祉手当について

### 1) 特別障害者手当

問合せ先：市・障がい福祉課 障がい福祉係 電話33-1446 FAX33-1317

内容	日常生活において、常時特別の介護を必要とする在宅重度障がい者（20歳以上）に支給されます。別表（1）の障がい2つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方が対象です。
支給要件	① 施設入所や入院をしていないこと。 ② 所得が基準以下であること。
手当額	月額27,200円（平成31年4月現在）
支給月	5、8、11、2月（申請月の翌月から支給対象となります）
持ち物	印鑑、障害者手帳、診断書（所定の様式）、預金通帳（本人名義）、年金受給者の方は証書（対象者本人のみ） マイナンバーカード等個人番号がわかるもの

#### 別表（1）＜ 障害の範囲と程度 ＞

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの（矯正視力による）
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同等以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの内部障害及びその他の疾患
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

### 2) 障害児福祉手当

問合せ先：市・障がい福祉課 障がい福祉係 電話33-1446 FAX33-1317

内容	日常生活において、常時の介護を必要とする在宅重度障がい児（20歳未満）に支給されます。別表（2）の障がい1つ以上あるか、それと同程度以上の状態である方が対象です。
支給要件	① 施設に入所していないこと。 ② 障がいを支給事由とする他の公的年金等を受けていないこと。 ③ 所得が基準以下であること。
手当額	月額14,790円（平成31年4月現在）
支給月	5、8、11、2月（申請月の翌月から支給対象となります）
持ち物	印鑑、障害者手帳、診断書（所定の様式）、預金通帳（本人名義） マイナンバーカード等個人番号がわかるもの

別表（２）＜ 障害の範囲と程度 ＞

- |    |                                                                                         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 両眼の視力の和が0.02以下のもの（矯正視力による）                                                              |
| 2  | 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のも                                                        |
| 3  | 両上肢の機能に著しい障害を有するもの                                                                      |
| 4  | 両上肢のすべての指を欠くもの                                                                          |
| 5  | 両下肢の用を全く廃したもの                                                                           |
| 6  | 両大腿を2分の1以上失ったもの                                                                         |
| 7  | 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの                                                           |
| 8  | 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| 9  | <b>精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの</b>                                                   |
| 10 | 身体の機能の障害若しくは病状又は <b>精神の障害</b> が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの                     |

3) 特別児童扶養手当

問合せ先：市・障がい福祉課 障がい福祉係 電話33-1446 FAX33-1317

内容	政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童を養育している父母または養育者に支給されます。
支給要件	① 児童が児童福祉施設等に入所していないこと。 ② 児童が障がいを理由として公的年金を受給していないこと。 ③ 所得が基準以下であること。
手当額	① 重度障がい児の場合 児童1人につき 月額52,200円（平成31年4月現在） ② 中度障がい児の場合 児童1人につき 月額34,770円（ // ）
支給月	4、8、11月（4か月分ずつ振り込まれます）
申請手続	特別児童扶養手当を受給するためには、必要な書類を添えて申請手続きを行い、認定を受ける必要があります。詳しくは上記の問合せ先にお尋ねください。

4) 小田原市中心身障害児福祉手当

問合せ先：市・障がい福祉課 障がい福祉係 電話33-1446 FAX33-1317

内容	市内に住所を有する、20歳未満の障がい児の保護者に支給されます。
支給要件	① 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持している児童の保護者であること。 ② 申請時に保護者が1年以上小田原に在住していること。 ③ 国の障害児福祉手当を受給していないこと。
手当額	月額2,000円（生活困窮者については、月額1,000円の加算あり）
支給月	5、8、11、2月
持ち物	印鑑、精神障害者保健福祉手帳、預金通帳（保護者名義のもの）

## 5) 神奈川県在宅重度障害者等手当

問合せ先：市・障がい福祉課 障がい福祉係 電話33-1446 FAX33-1317

内容	基準日（申請年の8月1日）時点で <u>下記①～④全ての要件を満たす方に支給</u> されます。
申請期間	毎年8月1日～9月10日 ※毎年現況届の提出が必要となります。 この手当は神奈川県から直接、指定口座に振り込まれます。
支給額	年額 60,000円
支給月	1月

<① 障害要件> 次の要件のいずれかに該当する方であること

- (イ) **精神障害者保健福祉手帳1級** + 身体障害者手帳1級又は2級 の所持者
- (ロ) **精神障害者保健福祉手帳1級** + 療育手帳A1又はA2 の所持者
- (ハ) **精神障害者保健福祉手帳1級** + 身体障害者手帳3級 + 療育手帳B1 の所持者
- (ニ) 特別障害者手当 又は 障害児福祉手当 を受給されている方

<②在住要件>

- ・申請年の2月1日から、神奈川県内に継続してお住まいであること
- ・申請年の8月1日までの過去1年間に、継続して3か月を超えて医療機関や施設等に入院、入所していないこと

<③年齢要件>

- ・年齢が65歳に達する以前に障害者手帳の交付を受けていること  
(ただし、平成21年度に県の手当を受給されている方については年齢制限は無し)

<④所得要件>

- ・手当の受給年度の前年所得が基準(※)となる額を超えないこと  
※基準となる額は、20歳以上の方については特別障害者手当の、20歳未満の方については障害児福祉手当の基準額を用います。

## 6) 児童扶養手当

問合せ先：市・子育て政策課 手当て・医療係 電話33-1453

父母の離婚や障害等により、児童を監護している父または母、養育者等に支給されます。ただし、所得が一定の額を超える場合は手当が一部または全部が支給停止となります。

※詳しい基準等につきましては、子育て政策課にお問い合わせください。



## 5 障害年金について

障害年金は、病気やケガによって日常生活や就労の面で困難が多い状態（障がい）になった場合に支給されます。精神障がいも障害年金の対象となっています。

対象となる精神障がい（傷病名）は、統合失調症・躁うつ病・うつ病・非定型精神病・てんかん・器質性精神病（認知症、頭部外傷など）等です。いずれも医師の診断書をもとに判定されます。

### 1) 障害基礎年金（1・2級） <国民年金加入者>

問合せ先：市・保険課 国民年金係 電話33-1867

#### （障害基礎年金が受けられる要件）

- ① 初診日に国民年金に加入していること。
- ② 加入期間のうち、保険料を3分の2以上納めていること。（免除期間も含む）
- ③ 障がい認定日（初診日から1年6か月を経過した日）の障がいの状態が障害年金1級、2級に該当すること。

※ 20歳前に初診日がある場合は、20歳に達したとき（障がい認定日）に障がいの状態が障害年金1級、2級に該当するだけで障害年金の受給要件を満たします。ただし、本人の所得制限があります。

### 2) 障害厚生年金・障害共済年金（1・2・3級） <厚生年金・共済年金加入者>

問合せ先：厚生年金……小田原年金事務所（浜町1-1-47） Tel 22-1391  
共済年金……それぞれの共済組合

厚生（共済）年金加入者は、障害基礎年金（定額）と、上乗せする形の障害厚生（共済）年金を併せて受給することになります。ただし、障害厚生（共済）年金3級に該当する場合は、基礎年金がありませんので、上乗せする部分だけを受給することになります。

#### （障害年金の配偶者及び子の加算）

平成23年4月1日より、すでに障害年金（1、2級）を受給されている方で、障害年金を受ける権利が発生した後に、結婚や子の出生等により加算要件を満たす場合にも、届出により新たに加算されることがあります。

☆詳しくは上記の問合せ先にお尋ねください

## 6 特別障害給付金制度について

問合せ先：市・保険課 国民年金係 電話33-1867

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情により、障害基礎年金等を受給されていない障がい者の方を対象とした福祉的措置として、特別障害者給付金制度があります。

#### （対象者）

- ① 平成3年3月以前の国民年金任意加入対象者であった学生
- ② 昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象者であった被用者年金（厚生年金、共済組合等）加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日があり現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障がいの状態に該当する方。

## 7 神奈川県心身障害者扶養共済制度

問合せ先 : 市・障がい福祉課 障がい福祉係 電話33-1446 FAX33-1317

保護者が生存中に毎月一定額の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度の障がいを負われたときに、残された障がい者に終身一定額の年金を支給し、障がい者の将来に対し保護者のいだけ不安の軽減を図ることを目的とした任意加入の制度です。

加入期間	支給額	
	平成20年4月1日以降の加入者	平成20年3月31日までの加入者
1年以上 5年未満の方	50,000円	30,000円
5年以上20年未満の方	125,000円	75,000円
20年以上の方	250,000円	150,000円

### 〈加入できる方〉

将来独立して自活することが困難な障がい者などを扶養している方で次の条件を満たしている方。

- ①県内（政令市を除く）に住んでいること
- ②65歳未満であること。
- ③特別の疾病や障がいがなく生命保険に加入できる健康状態であること。

### 〈掛金〉

加入者の年齢 (加入承認日の属する年度の 4月1日における年齢)	掛金月額（1口目・2口目共通）	
	平成20年4月1日以降の加入者	平成20年3月31日までの加入者
35歳未満	9,300円	5,600円
35歳以上～40歳未満	11,400円	6,900円
40歳以上～45歳未満	14,300円	8,700円
45歳以上～50歳未満	17,300円	10,600円
50歳以上～55歳未満	18,800円	11,600円
55歳以上～60歳未満	20,700円	12,800円
60歳以上～65歳未満	23,300円	14,500円

### 〈掛金の免除〉

加入日から20年経過したときや加入者が4月1日時点で満65歳になる年度の加入当日に達したときは、掛金の払い込みは不要となります。また、次のような場合には掛金が免除されます。

加入者が生活保護世帯に属するとき	全額免除
加入者が市町村民税非課税世帯に属するとき	
市町村民税の所得割が非課税の世帯に属するとき	半額免除
1人の加入者が2人以上の障がい者について加入しているとき	2人目から半額免除
災害などの特別の事情があったとき	全額免除又は半額免除

### 〈年金の給付〉

加入者が死亡又は著しい障がいのある状態となったときは、その月の分から障がい者に毎月2万円（2口加入の場合は4万円）の年金を、障がい者が亡くなるまで支給されます。

### 〈弔慰金の給付〉

障がい者が加入者よりも先に亡くなられたときは、1口目、2口目それぞれに弔慰金を支給します。詳しくはお問い合わせください。

### 〈脱退一時金の給付〉

5年以上加入した後、加入者及び障がいのある方の生存中に、加入者が脱退や口数の減少の申出をしたときは、加入期間に応じて加入者に、脱退一時金を支給します。詳しくはお問い合わせください。

## 8 障害福祉サービス等について

問合せ先 : 市・障がい福祉課 障がい者支援係 電話33-1468 FAX33-1317

### (主なサービスの種類と内容)

- 居宅介護（ホームヘルプ）  
身体介助や家事援助など、居宅での生活全般にわたる援助サービス。
- 短期入所（ショートステイ）  
短期の入所による介護サービス。
- 共同生活援助（グループホーム）  
共同生活を営む住居における相談、その他日常生活上の援助。
- 就労移行支援  
就労に必要な知識・能力の向上を図るための職場実習などの訓練。
- 就労継続支援  
一般の事業者には雇用されることが困難な方を対象とする、継続的な就労支援。
- 自立訓練（生活訓練）  
自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。

### (児童福祉法によるサービス)

- 児童発達支援・放課後等デイサービス  
小学校未就学児又は就学後の児童を対象とした通所サービス。

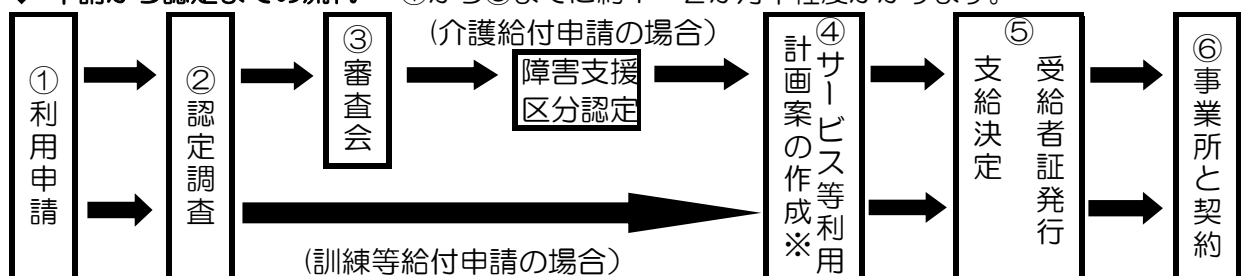
※ これらのサービスの利用対象者は、次のいずれかに該当し、障がいの程度によりサービスの必要性を認定された方です。

- ・ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（申請中も可）
- ・ 精神障がいを支給事由とする障害年金を受給されている方
- ・ 自立支援医療受給者証（精神通院医療）をお持ちの方
- ・ 医師の診断書により精神障がいがあると確認できる方

### (サービスを受けるまでの流れ)

- ① サービスを受けるためには、まず利用申請をして障害支援区分の認定を受けていただく必要があります(18歳未満の方、及びサービス種類によっては、障害支援区分の認定は不要となります)。
- ② 利用申請をされた方については、後日、調査員がご自宅等まで伺い、障がい状態等の調査(「認定調査」といいます)をさせていただきます。
- ③ 調査の結果と医師の意見書をもとに、障害支援区分認定審査会を行い、ご本人様の「障害程度区分」を認定します。(※一部、二次判定を要しないサービスがあります。)
- ④ サービスの利用に際し、「サービス等利用計画案(※)」を提出していただきます。  
※ 計画案は、本人・家族が作成(セルフプラン)または「特定相談支援事業所」等に依頼することができます。
- ⑤ 市は④の内容を踏まえて支給決定を行い、サービスの支給量や利用負担上限月額等を記載した「支給決定通知」と「受給者証」を発行し、利用者へ送付します。
- ⑥ 利用者は受給者証を提示して、ご希望のサービス事業者と契約を結びます。

◆ 申請から認定までの流れ ①から⑥までに約1～2か月半程度かかります。



※特定相談支援事業所の詳細については、障がい福祉課(33-1467)までお問い合わせ下さい。

(費用負担について)

利用される方の世帯の所得状況に応じて、利用料を負担していただきます(世帯とは、障がい者本人が18歳以上の場合は、本人及び配偶者を指します)。

また、負担が大きくなりすぎないように、月額負担上限額が定められています(月の負担上限額に満たない場合は、サービス費用の1割を自己負担することになります)。

◎利用者負担上限額一覧

所得区分	月額負担上限額	要件
生活保護	0円	生活保護世帯に属する方
低所得1	0円	本人及び配偶者が市民税非課税(障がい児の場合は世帯全員)であって、収入の合計額が80万円以下の方
低所得2	0円	本人及び配偶者が市民税非課税(障がい児の場合は世帯全員)であって、収入の合計額が80万円を超える方
一般 (市民税課税)	9,300円(※)	本人及び配偶者の市民税所得割額が16万円未満の方 (障がい児の保護者は28万円未満の方)
	37,200円	本人及び配偶者の市民税所得割額が16万円以上の方

※ 施設入所者及びグループホーム入居者の場合は37,200円(障がい児9,300円)となります。

9 その他の在宅サービス等について(地域生活支援事業等)

問合せ先 : 市・障がい福祉課 障がい者支援係 電話33-1468 FAX33-1317

1) 移動支援事業、日中一時支援事業

移動支援事業(ガイドヘルプ)・・・自身のみでは移動・外出困難な方の移動に際しての支援。

日中一時支援事業・・・介護者が社会的・私的により一時的に障がい者を介護できない場合に、施設等で見守り等を行うサービス。

2) 相談支援事業(小田原市及び足柄下郡3町による委託事業)

様々な障がいをお持ちの方、そのご家族などが、日常生活での様々な困りごとの相談に応じ、総合的に支援を行っていきます。



○日常の相談  
○通所の相談  
○各手続きの相談  
○フリースペース開催 など  
お気軽にご相談ください!

【連絡先】  
おだわら障がい者総合相談  
支援センター クローバー  
(おだわら総合医療福祉会館1階)  
  
TEL 35-5258  
FAX 35-6003

### 3) 日常生活用具費の給付

在宅の重度障がい者の日常生活の利便を図るため、日常生活用具費を一部助成します。

障がい名	手帳の等級	品目	条件	耐用年数
精神障がい	1級	火災警報器	単身世帯及び準する世帯	8年
	1級	自動消火器	単身世帯及び準する世帯	8年
	条件なし	頭部保護帽	平衡機能、下肢または体幹機能障害により頻繁に転倒する方（施設入所者を含む）	3年

※ 原則として費用の1割は自己負担になりますが、世帯の所得状況に応じて自己負担金の上限額があります。

※ それぞれの品目について、補助できる基準額が決まっていますので、事前にお問い合わせください。

### 4) 配食サービス

在宅の重度障がい者で日常の食生活に支障をきたしている方（調理、買物が困難な方など）に対して配食サービスを行います。詳しくは市障がい福祉課までお問い合わせください。なお、65歳以上の方は、高齢介護課にお問い合わせください。

#### （対象者）

- ① 重度障がい者（精神保健福祉手帳1級）の単身者、又は重度障がい者のみの世帯
- ② 重度障がい者と65歳以上の方のみの世帯

#### （利用者負担金）

1食につき、普通食・特別食（きざみ食等）共に 500円

※ 事前に社会福祉協議会で食券を購入する必要があります。

※ 上記の対象に該当しない方でも、実費にて配食サービスを申込みすることもできます。

### 5) 障がい者就職支度金の給付

就職した企業等に6か月以上継続（トライアル雇用の期間を除く）して雇用される見込みのある、次の①・②の要件を満たす方を対象に、就職支度金を支給します。支給額は2万円で、1人につき1度限りとなります。

#### （対象者）

- ① 障がい要件…精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方  
または発達障がいにより日常生活・社会生活に制限があると医師に診断された方
- ② 年齢等要件…次のア～ウのいずれかに該当する方
  - ア. 30歳未満の方
  - イ. 就労移行支援事業又は就労継続支援事業を経由して就職した方
  - ウ. 障害者職業能力開発校を卒業して3年以内の方  
(イおよびウは65歳未満の方に限ります)

※ 雇用主から「就職証明書（用紙は障がい福祉課にあります）」を発行してもらい、就職した日から6か月以内に申請してください。

### 6) 自動車運転免許取得費用の助成

免許の取得により社会参加が見込まれる方に対し、免許の取得に直接要した費用の3分の2（限度額10万円）を助成します。

#### （対象者）

精神保健福祉手帳1～3級所持者もしくは、精神障がいを事由として障害年金の受給資格を得た方。市町村民税非課税の方。（本人及び配偶者の収入・課税状況を確認します）

※ 運転免許証の交付の日から3か月以内に申請してください。※助成申請は1回を限度とします。

## 7) 施設通所に伴う交通費の助成

公共交通機関や施設車両等を利用し施設通所している方に対し、本人または介護者の心身及び経済的負担の軽減を図ることを目的に、その利用に係る交通費を助成します。

### (対象者)

就労継続支援又は就労移行支援事業所、地域活動支援センター等に通所する方で、一定の要件を満たす方。

## 8) グループホームの家賃助成

### ア. 特定障害者特別給付費 ※ (国・県・市の法定給付)

#### (条件)

グループホームに入居している方(市町村民税課税世帯は除く)

#### (助成金額)

月額1万円(家賃月額が1万円未満の場合は、当該家賃の額)

### イ. グループホーム利用者助成金(小田原市の助成)

#### ○地域移行者分

##### (条件)

精神科の医療機関に長期入院をしていた方で、医療機関を退院し、グループホームに生活の場を移行した方。

##### (助成金額)

グループホームの家賃月額から特定障害者特別給付費を控除した額の2分の1の額または3万円のうち、いずれか少ない方の額。

##### (助成期間)

病院を退院した日の属する月の翌月から起算し3年間の支給

#### ○通常利用者分

##### (条件)

自宅からグループホームに生活の場を移行した方

##### (助成金額)

グループホームの家賃月額から特別障害者特別給付費を控除した額または1万円のうち、いずれか少ない方の額。

##### (助成期間)

グループホーム利用期間は永年支給

## 10 小田原市歯科二次診療所

精神障がいがあるために一般の歯科医療施設では対応が困難な方に、歯科診療と指導を行います。

- ・ 精神障害者手帳をお持ちの方・手帳はないが同程度の障がいと認められる方が利用できます。
- ・ 事前予約制となっておりますので、詳しくはお問い合わせください。

問合せ先：小田原市歯科二次診療所(南鴨宮2-27-19)

電話48-6775 FAX48-6776

## 11 地域活動支援センター

病気の回復途上で一般の就労につくことがまだ難しい方たちに働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

軽作業が中心なので、賃金は月に数千円~数万円程度です。また、就労の場だけではなく、憩いの場・仲間作りの場としても活用でき、さまざまな行事やレクリエーション等を実施しています。

## ＜市内の主な地域活動支援センター＞

名 称	所在地	電話番号	作業の内容
ひつじの家 運営者：(非) 一粒の麦	小田原市城山 1-6-18	32-1408	生活訓練、メンバー同士の交流、ミーティング など
小田原なぎさ作業所 運営者：(非) 小田原なぎさ会	小田原市南鴨宮 3-16-20	47-4513	電子部品組立、タオルセット作り、広告折り、アルミ缶回収など
小田原スプリングス 運営者：(福) 小田原支援センター	小田原市東町 4-1-11	30-1033	陶芸品の製造販売、手すき葉書の作成、パン・クッキー等の販売 など

## 12 就労支援について

### ( 公共職業安定所 (ハローワーク) )

問合せ先 : 小田原公共職業安定所 (本町1-2-17) 電話23-8609

職安には、障がい者の方の職業相談や職業紹介を行う専門援助窓口があります。専門窓口で主治医の意見書を添えて求職登録をしてから、事業所の紹介を受けます。また、職業が決まった後も「職場適応指導」として、職安の職員が職場でのトラブルの相談に応じ、事業所との連絡調整を行います。

### ( 障害者就業・生活支援センター )

問合せ先 : 障害者支援センター ほけっと (栢山駅から徒歩2分)  
(小田原市曾比1786-1オークスプラザⅡ)  
電話39-2007 FAX36-0030

国・県・市町の委託を受け、障がい者の方の就職相談・支援を行っています。

◎相談時間：月～金 8:30～18:00  
土 9:00～17:00



## 13 財産保全管理サービス

### ( 日常生活自立支援事業 )

名 称	所在地	電話番号	FAX番号
小田原市あんしんセンター (小田原市社会福祉協議会)	久野115-2	35-4000	35-6902

日常生活自立支援事業とは、精神障がいなどで判断能力が十分でない方に対して、様々なサービスの利用や日常的な金銭管理をお手伝いすることにより、地域で自立して、安心して生活できるよう支援する事業です。

### 利用できるサービス

- ① 書類預かりサービス (利用料 月額500円)  
預貯金通帳や印鑑、年金手帳などの管理を一定期間代行します。
- ② 支援・管理サービス (利用料 月額0～1,000円)  
預金の出し入れや公共料金の支払、各種手続きのお手伝い・代行など。


## 14 避難行動要支援者所在マップ

問合せ先：市・障がい福祉課 障がい福祉係 電話33-1446 FAX33-1317  
ひとり暮らしの高齢者や障がい者等の所在を正確に把握し、災害時に救出及び避難誘導をするため、自治会ごとに名簿を作成し、希望者のみを掲載しています。作成した名簿は各地区の自治会長（防災本部長）及び民生委員に渡しています。

### 【参考】災害時の情報入手方法

小田原市では防災行政無線を始め、複数の手段を用いて、市民の皆様へ情報発信を行っています。

問合せ先：市・防災対策課 電話33-1855

- **防災行政無線**  
屋外スピーカーを通じて緊急情報等をお知らせします。
- **テレホンサービス**  
防災行政無線の放送を電話で確認できます。  
0120(244)400(フリーダイヤル)  
※携帯電話からもご利用できます。 ※一部のIP電話はご利用いただけません。
- **防災メール**  
 あらかじめ登録した携帯電話へ、防災行政無線の放送内容を配信します。登録はQRコードまたはアドレスからおこなってください。(一部の機種はご利用できません)  
<https://www.city.odawara.kanagawa.jp/mmz/>
- **テレビ放送**  
J:COM小田原・テレビ神奈川のデータ放送で地域の災害情報が流れます。
- **FMおだわら**  
災害情報や防災行政無線の放送内容等をFMおだわらでお知らせします。
- **市ホームページ**  
災害情報や防災行政無線の放送内容等を随時更新します。
- **J:COM防災情報サービス**  
室内に受信機を設置することで、防災行政無線の放送がはっきりと聞き取れます。ご希望の方は、J:COMの「防災情報サービス(有料)への申し込み、受信機の設置が必要です。  
【申し込み・問い合わせ先】  
J:COMカスタマーセンター 0120(914)000
- **緊急速報メールなど**  
避難勧告の発令など緊急度の高い情報を市内に存在する携帯電話(ドコモ、au、ソフトバンクの対応機種のみ)に一斉送信します。
- **Twitter**  
東日本大震災のような緊急時には防災行政無線で放送した情報を発信します。
- **広報車**  
緊急時は広報車で市内を巡回放送します。



## 15 成年後見制度

問合せ先： 横浜家庭裁判所小田原支部 電話 22-6946  
市・障がい福祉課 障がい者支援係 電話 33-1468

成年後見制度とは、精神上的障がい（精神障がい、知的障がい、認知など）により、判断能力が不十分な方が不利益を被らないよう、本人または配偶者や親族等が家庭裁判所に申立てをし、本人に代わり法律行為等を行うなど、本人を援助する者を選任する制度です。

※本人が事理を弁識する能力に欠き、かつ配偶者または四親等内の親族がない場合、本人の状況等を総合的に判断し、本人の福祉を図るために特に必要と認められる状況である場合などは、市町村長が家庭裁判所に対し、後見開始の審判を申立てることができます。

### ＜成年後見制度の一覧＞

成年後見制度	法定後見制度	区分	判断能力	援助者
		後見	欠けているのが通常の状態	成年後見人
		保佐	著しく不十分	保佐人
	補助	不十分	補助人	
任意後見制度	本人の判断能力が不十分になった時に、あらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が援助する制度			

## 16 障がい者虐待防止対策

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

○障がい者虐待とは：養護者（家族・同居人等）や障がい者福祉施設の従事者、使用者（雇用主等）らによる虐待を言い、次に掲げる内容があります。

虐待の種類	内容	具体例
①身体的虐待	体に傷や痛みを負わせる暴力を加えること。正当な理由なく、身動きが取れない状態にすること	殴る、つねる、縛る、閉じ込めるなど
②ネグレクト（放棄・放任）	食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をせず、心身を衰弱させること	食事を与えない、福祉や医療を受けさせない、不衛生な環境で生活させるなど
③心理的虐待	言葉や態度で精神的苦痛を与えること	怒鳴る、ののしる、無視するなど
④性的虐待	無理やり（または同意と見せかけて）わいせつなことを強要すること	性交、性器への接触、裸にする、わいせつな話をするなど
⑤経済的虐待	本人の同意なく、財産や年金・賃金等を使うこと。また、正当な理由なく金銭を与えないこと	預金口座から金銭を引き出し勝手に使用する、理由なく生活費を渡さないなど

### ◆ 障がい者の虐待に関わる通報や届け出、支援などの相談・窓口は ◆

市障がい者虐待防止センター（市障がい福祉課内）

TEL 0465-33-1467 FAX 0465-33-1317

（午前8時30分から午後5時15分まで）

※土・日曜、祝日や夜間などは、市役所守衛室（TEL 33-1822）まで。

（守衛室から担当者に連絡し、対応します）

神奈川県障害者権利擁護センター（NPO 神奈川県障害者自立生活支援センター）

TEL 046-265-0604 FAX 046-265-0664

\*月～金（祝日、年末年始を除く午前9時00分から午後5時00分まで）

## 17 公的相談窓口と支援グループ

### ( 公的相談窓口 )

名 称	所 在 地	電話番号	相談内容
小田原保健福祉事務所	小田原市荻窪 350-1 (小田原合同庁舎 4F)	0465-32-8000	精神科嘱託医・ケース ワーカー・保健師によ る医療相談、訪問
県精神保健福祉センター	横浜市港南区芹が谷 2-5-2	045-821-8822	こころの病、引きこも り、薬物依存の相談

### ( こころの電話相談 など )

名 称	電話番号	受付時間
こころの電話相談 (県精神保健福祉センター)	0120-821-606 (フリーダイヤル)	月～金曜(祝日、年末年始を除く) 9:00～21:00(受付は 20:45 ま で)
依存症電話相談	045-821-6937	月曜(祝日、年末年始を除く) 13:30～16:30
自死遺族電話相談		火・木曜(祝日、年末年始を除く) 13:30～16:30
ピア電話相談	045-821-6801	金曜(祝日、年末年始を除く) 13:30～16:30
働く人のメンタルヘルス相談 (かながわ労働センター)	045-633-6110 (内線 2718)	第1～4火曜 面接のみ(予約制) 13時30分～16時30分

### ( 家族教室 )

☆ 小田原保健福祉事務所では、家庭内での精神障がい者への対応の仕方や病気について、講師による講演会等行っています。

事業の名称	連絡先	電話番号
家族教室	小田原保健福祉事務所保健予防課	32-8000

### ( 各家族会・支援グループ )

対 象	グ ル ー プ 名	連 絡 先	電話番号
家 族	小田原地区精神保健福祉会 「梅の会」	事務局 (北ノ窪64-3)	080- 5934-1725
どなたでも	特定非営利活動法人「一粒の麦」	かふえ・えりむ内 (城山1-6-18)	32-1408
本 人 (自助グループ)	県精神障害者連絡協議会 「やまゆり会」	精神保健福祉センター内 (横浜市港南区芹が谷 2-5-2)	045- 826-5562
どなたでも	精神保健ボランティアグループ 「小ゆるぎ」	小田原市社会福祉協議会	35-4000
アルコール依存症 本人と家族	小田原断酒新生会	小田原保健福祉事務所 保健予防課内	32-8000
アルコール依存症 本人	「AA」 アルコールリクス・アノニマス	関東甲信越セトシカワ (豊島区南大塚 3-34-16)	03- 5957-3506
薬物依存症 本人	横浜ダルク	横浜ダルク・ケアセンター (横浜市南区宿町 2-44)	045- 731-8666
高次脳機能障害 本人・家族	脳外傷友の会「ナナ」	神奈川県川崎市支援センター内 (厚木市七沢 516)	046- 249-2602
発達障害者 本人・家族	県発達障害支援センター 「かながわ A」	県立中井やまゆり園内 (足柄上郡中井町境 218)	81-3717

## 18 近隣の精神科医療機関等

症状の内容によっては対応できない場合がありますので、事前に医療機関にご相談ください。

	名 称	住 所	電 話
精 神 科 病 院 （ 入 院 設 備 あ り	曾我病院	小田原市曾我岸 148	(0465) 42-1630
	国府津病院	小田原市田島 125	(0465) 47-2225
	北小田原病院	南足柄市矢倉沢 625	(0465) 73-2191
	丹沢病院	秦野市堀山下 557	(0463) 88-2455
	秦野病院	秦野市三屋 131	(0463) 75-0032
	秦野厚生病院	秦野市南矢名 2-12-1	(0463) 77-1108
	みくるべ病院	秦野市三廻部 948	(0463) 88-0266
	平塚病院	平塚市出縄 476	(0463) 32-0380
	富士見台病院	平塚市土屋 1645	(0463) 58-0186
	久里浜医療センター	横須賀市野比 5-3-1	(046) 848-1550
診 療 所 等	小田原医院	小田原市城山 4-23-27	(0465) 22-5870
	クリニック山田	小田原市南鴨宮 3-12-4	(0465) 47-7133
	高津クリニック	小田原市城山 3-22-9 西口青 橋ビル2階	(0465) 24-4300
	窪倉神経更生院	小田原市久野 237	(0465) 34-3980
	市川クリニック	小田原市栄町 2-7-37KT プラザ 3階	(0465) 21-1721
	ひまわりメカクリニック	小田原市酒匂 1414-14-101	(0465) 46-2181
	高井内科クリニック	小田原市栄町 2-12-45 山崎ビル1F	(0465) 21-6313
	小田原市立病院	小田原市久野 46	(0465) 34-3175

診 療 所 等	間中病院	小田原市本町 4-1-26	(0465) 23-3111
	ハートクリニック小田原	小田原市栄町 2-1-29 グリーンビル 4階	(0120) 388-878
	城山クリニック	小田原市城山 2-3-46 TSビル 2階	(0465) 66-5120
	井上医院	小田原市上新田 13-1	(0465) 45-5557
	小澤病院	小田原市本町 1-1-17	(0465) 24-3121
	お堀端クリニック	小田原市栄町 1-14-48 ジャポ ンビルB棟2階	(0465) 21-5700
	加藤小児科医院	小田原市堀之内 218-3	(0465) 39-3301
	かみやまアレルギー科 小児科クリニック	小田原市浜町 3-11-5	(0465) 24-0188
	小島クリニック	小田原市西酒匂 3-4-9	(0465) 46-1267
	こども発達クリニック ほうあんなぎさ	小田原市本町 2-4-12 ほうあ ん地域支援センターまある2F	(0465) 44-4526
	小林病院	小田原市栄町 1-14-18	(0465) 22-3161
	浜町小児科医院	小田原市浜町 1-14-3	(0465) 22-2238
	マナクリニック	小田原市永塚 5	(0465) 41-3001
	やまざき小児科医院	小田原市高田 309-1	(0465) 41-1150
	山近記念総合病院	小田原市小八幡 3-19-14	(0465) 47-7151
	山近記念クリニック	小田原市小八幡 3-19-8	(0465) 47-2131
	渡辺医院	小田原市中曾根 78	(0465) 38-2270
	本多記念青野クリニック	小田原市本町 1-4-4 三宅本町ビル 1F	(0465) 46-6440

＜近隣の自立支援医療制度の精神科デイケア登録機関＞

精神科デイケアは、精神科医療機関で実施しています。週5～6日、外来通院治療の一環として行われ、地域で生活する精神障がい者の病状の安定と社会復帰の促進を図ることを目的としています。精神科デイケアの内容は、集団精神療法・レクリエーション活動・作業指導・日常生活指導等で、プログラムとしては、創作活動・園芸・コーラスなどの音楽・スポーツ・SST（生活技能訓練）・作業訓練・就労ゼミなど、参加者の状態に合わせていろいろなものが用意されています。

	医療機関名	所在地	問合せ先
精神科 デイ ケア	曾我病院	小田原市曾我岸148	(0465)42-1630
	国府津病院	小田原市田島125	(0465)47-2225
	北小田原病院	南足柄市矢倉沢625	(0465)73-2191
	丹沢病院	秦野市堀山下557	(0463)88-2455
	秦野病院	秦野市三屋124 秦野病院ケアセンター内	(0463)75-6303
	秦野厚生病院	秦野市南矢名2-12-1	(0463)77-1108
	みくるべ病院	秦野市三廻部948	(0463)88-0266
	平塚病院	平塚市出縄476	(0463)32-0380
	富士見台病院	平塚市土屋1645	(0463)58-0186

＜市内の自立支援医療制度の精神科訪問看護登録機関＞

精神科訪問看護は、精神科医療機関で実施しています。退院した方や外来通院中の方に対して、家庭や地域社会での生活を支援するために、看護師などが自宅を訪問します。

	医療機関名	所在地	問合せ先
精神科 訪問 看護	アムール訪問看護ステーション	成田644-13	(0465)46-8145
	ARS訪問看護リハビリステーション	堀之内258-1 リチャーパレス 富水102	(0465)39-3700
	小田原医師会訪問看護ステーション	酒匂2-32-16	(0465)47-0853
	潤生園訪問看護ステーション	蓮正寺997-1	(0465)39-5581
	積善会訪問看護ステーション	永塚344-1	(0465)42-8007
	公益財団法人積善会 曾我病院	曾我岸148	(0465)42-1630
	訪問看護ステーション デュ ーン小田原	栄町3-10-20 岩田ビル2階	(0465)24-5017
	H. S. A訪問看護リハビリ ステーション花はな	成田475-17	(0465)39-0087
	訪問看護ファミリー・ホスピス小田原	栄町2-7-37KTプラザ4F	(0465)43-9911
	マーレ訪問看護ステーション	荻窪351-3	(0465)20-8256
	みんなの訪問看護	早川1-3-1	(0465)24-3666

※自立支援医療（精神通院）登録病院等（令和元年10月現在）

※登録状況には変動があります。詳しくは神奈川県ホームページにてご確認ください。